

第5章 介護保険事業の適正・円滑な運営

第1節 介護保険サービス見込み量と提供体制

1. 居宅サービス

(1) 訪問介護

訪問介護は、介護福祉士、ホームヘルパーなどが居宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護や、その他の日常生活での支援を行います。

2020年度(平成32年度)には、年間3,600人、給付費160,546千円の利用を見込んでいます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
訪問介護	給付費(千円/年度)	153,101	156,859	160,546	174,313
	人数(人/年度)	3,444	3,528	3,600	3,900

(2) 訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

2020年度(平成32年度)には、年間144人、給付費8,511千円の利用を見込んでいます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
訪問入浴介護	給付費(千円/年度)	7,906	8,511	8,511	9,113
	人数(人/年度)	132	144	144	156
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円/年度)	0	0	0	0
	人数(人/年度)	0	0	0	0

(3) 訪問看護/介護予防訪問看護

看護師、保健師、准看護師、理学療法士又は作業療法士が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

2020年度(平成32年度)には、年間1,992人、給付費82,709千円の利用を見込んでいます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
訪問看護	給付費(千円/年度)	66,113	67,125	68,109	74,004
	人数(人/年度)	1,512	1,536	1,560	1,692
介護予防訪問看護	給付費(千円/年度)	14,193	14,200	14,600	15,009
	人数(人/年度)	420	420	432	444

(4) 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

2020年度(平成32年度)には、年間624人、給付費22,987千円の利用を見込んでいます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
訪問リハビリテーション	給付費(千円/年度)	19,777	19,786	20,680	22,999
	人数(人/年度)	516	516	540	600
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費(千円/年度)	2,306	2,307	2,307	2,307
	人数(人/年度)	84	84	84	84

(5) 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して、療養上の管理及び指導等を行います。

2020年度(平成32年度)には、年間2,016人、給付費14,134千円の利用を見込んでいます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
居宅療養管理指導	給付費(千円/年度)	11,977	12,225	12,682	13,734
	人数(人/年度)	1,656	1,692	1,752	1,896
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円/年度)	1,451	1,452	1,452	1,518
	人数(人/年度)	264	264	264	276

(6) 通所介護

通所介護は、デイサービスセンター等に通い、入浴、食事の提供等日常生活での支援や機能訓練を行います。

2020年度(平成32年度)には、年間4,164人、給付費370,736千円の利用を見込んでいます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
通所介護	給付費(千円/年度)	354,371	362,646	370,736	402,344
	人数(人/年度)	3,984	4,080	4,164	4,512

(7) 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、介護老人保健施設、病院、診療所に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

2020年度(平成32年度)には、年間3,756人、給付費301,756千円の利用を見込んでいます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
通所リハビリテーション	給付費(千円/年度)	266,436	272,070	278,955	300,751
	人数(人/年度)	2,928	2,988	3,060	3,300
介護予防 通所リハビリテーション	給付費(千円/年度)	22,790	22,801	22,801	23,932
	人数(人/年度)	696	696	696	732

(8) 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、特別養護老人ホーム等に短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護等日常生活での支援や機能訓練を行います。

2020年度(平成32年度)には、年間1,224人、給付費72,323千円の利用を見込んでいます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
短期入所生活介護	給付費(千円/年度)	69,079	71,130	72,056	78,312
	人数(人/年度)	1,164	1,200	1,212	1,320
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円/年度)	267	267	267	267
	人数(人/年度)	12	12	12	12

(9) 短期入所療養介護(老健)／介護予防短期入所療養介護(老健)

短期入所療養介護(老健)は、介護老人保健施設に短期入所し、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。

2020年度(平成32年度)には、年間384人、給付費19,783千円の利用を見込んでいます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円/年度)	19,188	19,196	19,196	21,924
	人数(人/年度)	360	360	360	408
介護予防 短期入所療養介護(老健)	給付費(千円/年度)	587	587	587	587
	人数(人/年度)	24	24	24	24

(10) 短期入所療養介護（病院等）／介護予防短期入所療養介護（病院等）

短期入所療養介護(病院等)は、介護療養型医療施設等に短期入所し、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。

第7期計画期間の利用は見込んでいません。

(11) 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、福祉用具のうち、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを貸与します。

2020年度(平成32年度)には、年間8,520人、給付費93,598千円の利用を見込んでいます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
福祉用具貸与	給付費(千円/年度)	80,554	82,583	84,869	92,016
	人数(人/年度)	6,528	6,684	6,852	7,416
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円/年度)	8,679	8,729	8,729	9,294
	人数(人/年度)	1,656	1,668	1,668	1,776

(12) 特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

特定福祉用具購入費は、福祉用具のうち、腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分を購入した際に、福祉用具の購入費の一部を支給します。

2020年度(平成32年度)には、年間228人、給付費5,008千円の利用を見込んでいます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
特定福祉用具購入費	給付費(千円/年度)	3,819	3,819	4,075	4,075
	人数(人/年度)	156	156	168	168
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円/年度)	933	933	933	933
	人数(人/年度)	60	60	60	60

(13) 住宅改修／介護予防住宅改修

住宅改修は、手すりの取り付け、段差の解消、すべり防止及び移動の円滑化等のための床、又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便座等への便器の取替え、その他これらに付帯して必要となる住宅改修を行った時は、住宅改修費用の一部を支給します。

2020年度(平成32年度)には、年間252人、給付費14,707千円の利用を見込んでいます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
住宅改修	給付費(千円/年度)	9,426	9,426	9,426	10,266
	人数(人/年度)	156	156	156	168
介護予防住宅改修	給付費(千円/年度)	4,445	4,445	5,281	5,765
	人数(人/年度)	84	84	96	108

(14) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、軽費老人ホームに入所している要介護者等について、その施設が提供するサービスの内容、担当者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話を行います。

2020年度(平成32年度)には、年間1,140人、給付費182,298千円の利用を見込んでいます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
特定施設入居者生活介護	給付費(千円/年度)	162,776	162,849	162,849	162,849
	人数(人/年度)	888	888	888	888
介護予防 特定施設入居者生活介護	給付費(千円/年度)	19,440	19,449	19,449	19,449
	人数(人/年度)	252	252	252	252

2. 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を定期的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

2020年度(平成32年度)には、年間120人、給付費16,768千円の利用を見込んでいます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費(千円/年度)	16,761	16,768	16,768	16,768
	人数(人/年度)	120	120	120	120

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、主に要介護3以上の方について、夜間の定期的な巡回訪問、又は通報を受け、その方の居宅において、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活での支援を行います。

第7期計画期間の利用は見込んでいません。

(3) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者の通所介護で、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活での支援及び機能訓練など専門的なケアを提供します。

第7期計画期間の利用は見込んでいません。

(4) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、「通い」(デイサービス)を基本に、必要に応じて随時、「訪問」(ホームヘルプサービス)や「泊まり」(ショートステイ)を組み合わせ、身近な地域でなじみの介護職員による多様な介護が受けられるサービスです。

2020年度(平成32年度)には、年間828人、給付費147,555千円の利用を見込んでいます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円/年度)	116,718	133,742	141,805	196,378
	人数(人/年度)	600	696	744	996
介護予防 小規模多機能型居宅介護	給付費(千円/年度)	0	1,875	5,750	8,687
	人数(人/年度)	0	24	84	132

(5) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が、生活支援を受けながら共同生活をする施設であるグループホームにおいて、入浴、排泄、食事の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行います。

2020年度(平成32年度)には、年間1,620人、給付費392,506千円の利用を見込んでいます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円/年度)	389,606	389,781	389,781	389,781
	人数(人/年度)	1,608	1,608	1,608	1,608
介護予防 認知症対応型共同生活介護	給付費(千円/年度)	2,724	2,725	2,725	2,725
	人数(人/年度)	12	12	12	12

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員29人以下の特定施設に入所している要介護者について、その地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、担当者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話をを行います。

第7期計画期間の利用は見込んでいません。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員29人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。

第7期計画期間の利用は見込んでいません。

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスです。1つの事業所からサービスが組み合わせられ提供されるため、サービス間の調整が行いやすく柔軟なサービス提供が可能になることや、一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能となります。

第7期計画期間の利用は見込んでいません。

(9) 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、利用定員 18 人以下の小規模のデイサービスセンター等に通り、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練等を日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

2020 年度(平成 32 年度)には、年間 2,424 人、給付費 244,149 千円の利用を見込んでいます。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2025 年度
地域密着型通所介護	給付費(千円/年度)	232,372	238,666	244,149	264,692
	人数(人/年度)	2,316	2,376	2,424	2,628

3. 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、寝たきりや認知症で常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所できる施設で、食事・入浴・排泄等日常生活介護や療養上の支援が受けられます。

2020 年度(平成 32 年度)には、年間 2,316 人、給付費 568,421 千円の利用を見込んでいます。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2025 年度
介護老人福祉施設	給付費(千円/年度)	564,394	568,079	568,421	570,015
	人数(人/年度)	2,304	2,316	2,316	2,316

(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで、看護・介護・リハビリテーションを行う施設で、医療上のケアやリハビリテーション、日常生活介護を一体的に提供して、家庭復帰への支援が受けられます。

2020 年度(平成 32 年度)には、年間 2,160 人、給付費 550,364 千円の利用を見込んでいます。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2025 年度
介護老人保健施設	給付費(千円/年度)	526,839	531,125	550,364	552,216
	人数(人/年度)	2,076	2,088	2,160	2,160

(3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期にわたる療養が必要な人のための医療機関の病床で、医療・看護・介護・リハビリテーション等が受けられます。

2020年度(平成32年度)には、年間888人、給付費332,238千円の利用を見込んでいます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護療養型医療施設	給付費(千円/年度)	331,461	331,788	332,238	
	人数(人/年度)	888	888	888	

(4) 介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設「介護医療院」が創設されました。

第7期計画期間の利用は見込んでいませんが、2025年度には介護療養型医療施設が介護医療院に転換する予定です。

		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護医療院	給付費(千円/年度)	0	0	0	333,397
	人数(人/年度)	0	0	0	888

4. 居宅介護支援／介護予防支援

介護サービス等の適切な利用ができるよう、ケアプラン(介護予防ケアプラン)を作成するとともに、それに基づくサービスの提供を確保するため事業者との連絡調整等を行います。

2020年度(平成32年度)には、年間13,272人、給付費155,215千円の利用を見込んでいます。

		2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
居宅介護支援	給付費(千円/年度)	139,723	143,028	146,555	158,803
	人数(人/年度)	10,800	11,052	11,316	12,252
介護予防支援	給付費(千円/年度)	8,496	8,606	8,660	9,138
	人数(人/年度)	1,920	1,944	1,956	2,064

第2節 介護保険料算定

1. 介護保険料算定手順

介護保険法では、介護サービス費の内、利用者負担分を除いた費用の総額を、公費(国・県・市)と被保険者(第1号・第2号)の保険料で半分ずつ負担するよう定められています。

第7期介護保険事業計画(2018年度～2020年度)である3年間に必要となるサービス事業量の推計を行うことで、介護保険料を算出することとなります。

第7期介護保険事業計画における、介護給付対象サービス事業量の算出の流れは以下のとおりとなります。

1. 被保険者数の推計	
↓	過去の人口推移の実績から、将来人口推計を行います。 第1号被保険者数(65歳以上)、第2号被保険者数(40～64歳)について、2018～2020年度の推計を行います。
2. 要介護・要支援認定者数の推計	
↓	被保険者数に対する要介護・要支援認定者数(認定率)の実績等を勘案して、手順1で推計された被保険者数見込に認定率を乗じて、2018～2020年の要介護・要支援認定者数を推計します。
3. 施設・居住系サービス量の見込み算出	
↓	手順2で推計された要介護・要支援認定者数見込に対する、施設・居住系サービス利用者数の見込み、過去の利用実績単価等を用いたサービス別事業量を算出します。 ※近隣市における施設整備の影響や、市の施設居住系サービスの整備方針を反映します。
4. 在宅サービス等の量の見込み算出	
↓	手順2で推計された要介護・要支援認定者数から手順3で推計した施設居住系サービス利用者数の見込みを差し引くことで、標準的在宅サービス利用者数を推計します。 標準的在宅サービス利用者数に、過去のサービス利用実績(利用率、日数、回数、給付費等)を踏まえて、在宅サービスの事業量を推計します。 ※市の地域密着型サービス等の整備方針を反映します。
5. 地域支援事業等の必要な費用の推計	
↓	過去の実績から、地域支援事業費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料の見込みを算出します。
6. 介護保険料の設定	
	所得段階の設定、所得段階別被保険者数の推計、保険料収納率、準備基金の取崩し等を勘案して、介護保険料を算出します。

2. 標準給付費

第7期介護保険事業計画における標準給付費見込額の合計は 11,863,343,155 円と見込んでいます。

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	合計
標準給付費見込額(A)	3,844,974,031 円	3,951,763,574 円	4,066,605,550 円	11,863,343,155 円
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	3,627,334,141 円	3,731,705,774 円	3,844,235,150 円	11,203,275,065 円
総給付費	3,628,708,000 円	3,689,578,000 円	3,756,312,000 円	11,074,598,000 円
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	1,373,859 円	2,121,702 円	2,176,111 円	5,671,672 円
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0 円	44,249,476 円	90,099,261 円	134,348,737 円
特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後)	123,000,000 円	125,000,000 円	127,000,000 円	375,000,000 円
特定入所者介護サービス費等給付額	123,000,000 円	125,000,000 円	127,000,000 円	375,000,000 円
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0 円	0 円	0 円	0 円
高額介護サービス費等給付額	78,600,000 円	79,000,000 円	79,200,000 円	236,800,000 円
高額医療合算介護サービス費等給付額	11,700,000 円	11,700,000 円	11,800,000 円	35,200,000 円
算定対象審査支払手数料	4,339,890 円	4,357,800 円	4,370,400 円	13,068,090 円
審査支払手数料一件あたり単価	90 円	90 円	90 円	
審査支払手数料支払件数	48,221 件	48,420 件	48,560 件	145,201 件
審査支払手数料差引額	0 円	0 円	0 円	0 円

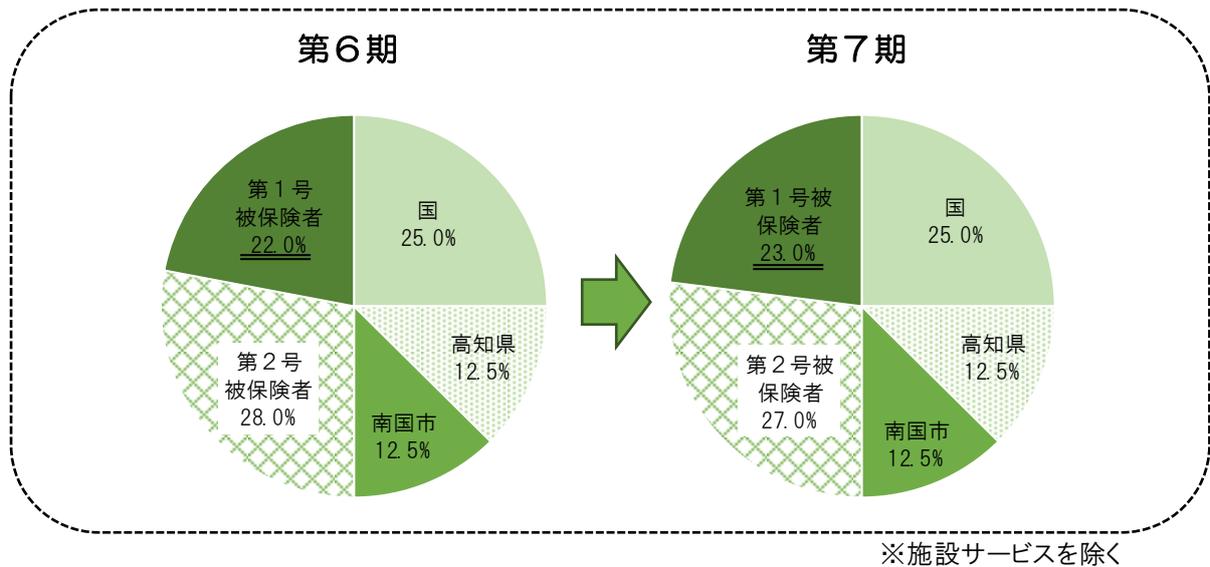
3. 地域支援事業費

第7期介護保険事業計画における地域支援事業費の合計は 632,300,000 円と見込んでいます。

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	合計
地域支援事業費(B)	209,500,000 円	210,800,000 円	212,000,000 円	632,300,000 円
介護予防・日常生活支援総合事業費	148,000,000 円	149,000,000 円	150,000,000 円	447,000,000 円
包括的支援事業・任意事業費	61,500,000 円	61,800,000 円	62,000,000 円	185,300,000 円

4. 介護保険の財源構成

介護保険事業に係る給付費は、サービス利用時の利用者負担を除いて、保険料と公費が50%ずつを占めています。第7期計画では、第1号被保険者負担率が社会全体の年齢別人口の増減により給付費等の見込額の23%を第1号被保険者(65歳以上の人)、27%を第2号被保険者(40～64歳の人)が負担することになりました。



5. 保険料必要収納額

各項目について、以下の計算式により算出を行いました。

(1) 第1号被保険者負担分相当額について

	2018年度	2019年度	2020年度	合計
標準給付費見込額(A)	3,844,974,031円	3,951,763,574円	4,066,605,550円	11,863,343,155円
地域支援事業費(B)	209,500,000円	210,800,000円	212,000,000円	632,300,000円
第1号被保険者負担分相当額(C)	932,529,027円	957,389,622円	984,079,277円	2,873,997,926円

第1号被保険者負担相当額(C)

$$= (\text{標準給付費見込額(A)} + \text{地域支援事業費(B)}) \times 23\% (\text{第1号被保険者負担割合})$$

(2) 保険料収納必要額について

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	合計
調整交付金相当額(D)	199,648,702 円	205,038,179 円	210,830,278 円	615,517,158 円
調整交付金見込交付割合(E)	6.36%	6.31%	6.18%	
後期高齢者加入割合補正係数(F)	0.9714	0.9735	0.9795	
後期高齢者加入割合補正係数(2区分)	1.0000	0.9981	1.0016	
後期高齢者加入割合補正係数(3区分)	0.9427	0.9488	0.9573	
所得段階別加入割合補正係数(G)	0.9686	0.9686	0.9684	
調整交付金見込額(H)	253,953,000 円	258,758,000 円	260,586,000 円	773,297,000 円
準備基金の残高 (平成 29 年度末の見込額)				300,000,000 円
準備基金取崩額(I)				105,000,000 円
保険料収納必要額(J)				2,611,218,083 円
予定保険料収納率(K)	98.50%			
所得段階別 加入割合補正後被保険者数(L)	13,843 人	13,899 人	13,939 人	41,682 人

保険料収納必要額(J)

$$= \text{第1号被保険者負担分相当額(C)} + \text{調整交付金相当額(D)} \\ - \text{調整交付金見込額(H)} - \text{準備基金取崩額(I)}$$

※調整交付金相当額(D)と調整交付金見込額(H)の違いについて

国の負担割合 25%の内、5%は調整交付金での負担となります。調整交付金とは、各市町村間における財政力の差を調整するために国が5%負担していますが、高齢化率等を考慮し5%より多い市町村、少ない市町村があります。南国市では、調整交付金相当額(5%)の額が上記表の(D)となり、実際には調整交付金見込額(H)を国が負担することとなります。

(3) 第7期の第1号被保険者の保険料基準額

第7期の第1号被保険者の保険料の基準額(月額)

$$= \text{保険料収納必要額(J)} \div \text{予定保険料収納率(98.50\%)} \\ \div \text{所得段階別加入割合補正後被保険者数(L)(41,682人)} \div 12\text{か月}$$

介護保険料基準額(月額) = 5,300円

■第1号被保険者介護保険料基準額

第6期の第1号被保険者の介護保険料の基準額(月額)	4,920円
第7期の第1号被保険者の介護保険料の基準額(月額)	5,300円
(参考)第6期→第7期の増減率(保険料の基準額)	7.7%

(4) 所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる人	調整率	保険料
第1段階	生活保護の受給者、または本人及び世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金の受給者	×0.45	28,620円
	本人及び世帯全員が市民税非課税かつ前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	(×0.5)	(31,800円)
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税かつ前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円より大きく120万円以下の方	×0.65	41,340円
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税かつ前年の課税年金収入額+合計所得金額が120万円より大きい方	×0.75	47,700円
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいる方のうち、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	×0.87	55,330円
第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいる方のうち、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円より大きい方	基準額	63,600円
第6段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が125万円未満の方	×1.15	73,140円
第7段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	×1.3	82,680円
第8段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	×1.55	98,580円
第9段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	×1.6	101,760円
第10段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が400万円以上の方	×1.85	117,660円

※第1段階については、国・県・市の公費による「低所得者保険料軽減繰入金」により、負担割合が0.5から0.45に軽減されます。

第3節 介護保険サービスの質の向上

介護保険法に基づき、本市が指定している地域密着型介護サービス及び介護予防支援、また、2018年(平成30年)4月から指定権限が県より移譲される居宅介護支援の事業者に対し、介護給付等対象サービスや介護報酬の請求などに関する取り扱いについて、周知徹底することを目的とした指導を定期的に行います。

高齢者のニーズが多様化している中で、その生活を支える介護保険サービスの役割が重要となることから、法令等に基づく基本的なサービスの適切な提供と高齢者ニーズにきめ細かく対応する質の高いサービス提供が必要になります。

今後も、介護保険サービスの提供に対し、介護支援専門員を中心とする的確な判断がより一層求められることから、引き続き、居宅サービスや施設サービスの指導監督などの権限をもつ県との連携を図りながら、適切な事業者指導に努めます。

第4節 介護人材の確保及び資質の向上

介護人材は、地域包括ケアシステムの深化・推進のために不可欠であり、その確保は重要な課題の1つです。

高齢者の生活支援や介護予防の担い手を養成する「ライフサポーター養成講座」を開催し、「なんこくライフサポーター」に認定登録された方の活躍の場を確保できるよう、生活支援の仕組みづくりを推進します。

今後も増加する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に供給するためにも、多様な人材の参入促進や事業者支援を充実し、国や県と連携を図りながら介護人材の確保及び資質向上に向けた取り組みを推進します。

第5節 介護保険制度を円滑に運営する仕組み

1. 要介護（要支援）認定の適切な実施

認定調査員や介護認定審査会委員を対象とした研修等に積極的に参加することで、能力の向上に努め、適正な要介護（要支援）認定の推進に努めます。

2. 介護給付適正化の推進

国保連合会のシステムや民間のシステム等を活用し、認定情報と給付実績データを活用した「ケアプラン点検」と「居宅介護支援事業所の指導」の実施、「サービス利用状況のお知らせ」等の送付に取り組みます。また、実地指導やレセプトの縦覧点検に取り組みます。

3. 保険料の適切な賦課・徴収

第1号保険料については、安定的な介護保険制度運営のため、きめ細かい保険料所得段階を設定しています。

介護保険事業の実施にかかる財源確保のため、適正な保険料賦課・徴収に努めます。

第6節 第7期介護保険事業計画の進捗評価指標

国においては、新たな成長戦略の素案「未来投資戦略 2017」を示し、介護分野の課題として、介護予防や要介護状態からの悪化を防止し、改善させるための取り組みが十分ではないことを指摘し「どのような状態に対してどのような支援をすれば自立につながるか」を明らかにする方針となっています。

そこで本計画では、高齢者の自立支援・介護予防、重度化防止の推進を目指し、高齢者が自ら介護予防に取り組み地域でいきいきと暮らせ、介護が必要になっても重度化を防ぎ、在宅で安心して暮らせる地域になることを目標に、施策ごとに達成状況を把握するため指標（数値目標）を設定し、進捗状況（成果）を評価します。

第7期介護保険事業計画の進捗評価指標

基本目標	重点施策	目標指標	現状値 2017年度	目標・見込		
				2018年度	2019年度	2020年度
「地域包括ケアシステム」の強化	地域包括支援センターの機能強化	職員配置				
		保健師等	1人	2人	2人	2人
		社会福祉士	1人	2人	2人	2人
		主任介護支援専門員	2人	2人	2人	2人
		介護支援専門員	5人	5人	5人	5人
	総合相談の充実	地域包括支援センターにおける総合相談対応件数(年間)	1,450件	1,500件	1,550件	1,600件
	包括的・継続的ケアマネジメントの充実	ケアマネ連絡会(研修・事例検討他)の実施回数(年間)	12回	12回	12回	12回
	在宅医療・介護との連携推進事業	在宅医療・介護連携についての講演会開催回数(年間)	1回	1回	1回	1回
		在宅医療・介護連携についての研修会開催回数(年間)	11回	11回	11回	11回
	認知症施策の推進	認知症サポーター養成人数(年間)	250人	150人	175人	200人
		認知症カフェ開催箇所数	1箇所	1箇所	2箇所	2箇所
地域ケア会議の推進	地域ケア推進会議開催回数(年間)	0回	1回	2回	2回	
	地域ケア個別回議開催回数(年間)	21回	22回	22回	22回	
生活支援サービスの充実	地域サポーターミーティングの開催回数(年間)	1回	3回	4回	5回	

基本目標	重点施策	目標指標	現状値 2017年度	目標・見込		
				2018年度	2019年度	2020年度
自立支援・介護予防、 重度化防止の推進	介護予防・日常生活支援総合事業の推進	訪問型サービス(基準緩和型)の利用者延人数(年間)	0人	40人	60人	80人
	一般介護予防事業の推進	いきいきサークル				
		開催箇所数	45箇所	45箇所	46箇所	46箇所
		参加延人数(年間)	28,000人	28,200人	28,400人	28,600人
		筋力向上教室参加延人数(年間)	815人	830人	840人	850人
		みんなでごむの木参加延人数(年間)	900人	1,000人	1,100人	1,200人
		男の体操教室参加延人数(年間)	436人	440人	450人	450人
福祉のまちづくりの推進	自立生活を支援する福祉・生活支援サービス	食の自立支援事業利用者数(年間)	65人	70人	75人	80人
		介護用品支給事業利用者数(年間)	43人	45人	50人	55人
		通院支援サービス事業利用者数(年間)	52人	55人	60人	65人
		緊急通報システム事業利用者数(年間)	13人	15人	18人	20人
		軽度生活援助事業利用者数(年間)	6人	8人	10人	12人
介護保険事業の適正・円滑な運営	介護給付費適正化事業	認定調査の事後点検	100%	100%	100%	100%
		介護認定二次判定での変更率の比較(年間)	1回	2回	2回	2回
		ケアプラン点検(年間)	全事業所	全事業所	全事業所	全事業所
		住宅改修及び福祉用具購入・貸与の点検	100%	100%	100%	100%
		縦覧点検及び医療情報との突合点検(年間)	12回	12回	12回	12回
		給付費通知発送(年間)	2回	2回	2回	2回
		地域密着型・居宅介護支援事業所の実地指導実施回数(年間)	1回	5回	5回	5回